

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)	
地域名 (地域内農業集落名)	船坂2地区 (船坂2)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 10日 (第 4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の担い手の高齢化と後継者の減少により、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から認定農業者や新規就農を希望する人材を募り、地域全体で利用する仕組みや在り方を考え、整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	13.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員と農地相談員で調整し、団地面積の拡大を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。農業委員と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体認定農業者を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していく為、町及びJAと連携し、相談から定着まで取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--